**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって６番　大城雅史議員、７番　岡崎　晋議員を指名します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．議長諸般の報告を行います。町長から追加議案として議案第43号　南風原町防災情報発信強化工事の請負契約について、議案第44号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第４号）の２件が提出されております。また、議員から議員提出案件として、意見書第７号から11号の５件と各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書と陳情審査報告書が提出されております。次に、決議第６号　閉会中の議員派遣についてもそれぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　議案の上程に入る前に、岡崎　晋議員より発言取消しの申出がありますので、それを許します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　９月30日の私の一般質問、新川区内の葬祭場計画を問うの中で、私の発言中の「不作為」という言葉は適切でなかったので、取り消させていただきます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　お諮りします。ただいまの発言取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時00分）

再開（午前10時23分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　お諮りします。発言取消しの申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　先ほど、赤嶺町長のほうから怠慢という発言に対して、赤嶺町長の反問権に対して回答がないことから、異議を申し立てております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議がありましたので、起立採決とさせていただきます。ただいま申出がありました内容について、発言の取消しについて許可する方は起立願います。

（起立少数）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立少数でありますので、否決となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案の上程に入ります。

**日程第３．議案第35号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第３号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第35号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　議案第35号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第３号）　審査の経過　本案は、９月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、19日に総務部総務課、企画財政課、総務課、住民環境課、経済建設部まちづくり振興課、都市整備課、区画下水道課、産業振興課、教育部生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課、24日に民生部国保年金課、こども課、福祉保健課の審査を行い、24日にまとめを行い、25日に留意事項を付して採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり留意事項を付して可決すべきものと決定しました。

　別紙、留意事項を読み上げます。予算書20ページ、固定資産税還付加算金について。固定資産税の二重課税について、今後は事務のチェック体制強化に努めること。

　次に報告事項を申し上げます。１点目、予算書24ページから25ページ、保育所等食材料費負担軽減事業補助金、学童クラブ食材費負担軽減補助事業について。前年度に引き続き物価高騰対策として、食料材料費負担軽減事業補助金が実施される。保育園は１食44円、学童は１食12円の補助であると説明がありました。２点目、予算書26ページ、新型コロナワクチン予防接種医師委託料について。令和６年度10月１日より定期予防接種になり、対象者には通知を送付すると説明がありました。３点目、予算書34ページ、公園費修繕料について。随時、草刈りなどの維持管理はしているが、繁忙期になると人員不足により早急な対応ができない場合がある。今後は、委託発注等も検討していきたいと説明がありました。４点目に、予算書36ページ、部活動指導員配置事業補助金償還金について。支払項目の誤りにより、償還金で、令和５年度は謝礼金から、支払いで32名の部活動指導員がいたが、令和６年９月現在、報酬からの支払いで会計年度任用職員になり９名となっている。制度普及のため、他市町村など事例を調査研究し、部活動環境の整備に努め、生徒の向上心を育てるよう取組する要望がありました。５点目、予算書37ページから38ページ、南風原小学校プールろ過装置取替工事、南星中学校校舎トイレ改修工事について。プールや校舎などの修繕は授業に影響がないよう対応していくよう要望がありました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。次に議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第35号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第４．議案第36号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．議案第36号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　議案第36号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　審査の経過　本案は、９月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、24日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、25日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第36号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第５．議案第37号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第37号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　議案第37号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、24日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、25日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第37号　令和６年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第６．議案第38号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第38号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第38号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月25日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第38号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第38号　令和６年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第７．議案第39号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第39号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは議案第39号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について報告いたします。審査の経過　本案は、９月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月25日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第39号　令和６年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第８．議案第41号　財産の無償譲渡について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第41号　財産の無償譲渡についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　議案第41号　財産の無償譲渡について。本案は、９月10日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月19日、25日、26日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、９月26日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決するものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第41号　財産の無償譲渡についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第９．議案第43号　南風原町防災情報発信強化工事の請負契約について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第43号　南風原町防災情報発信強化工事の請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第43号　南風原町防災情報発信強化工事の請負契約について　南風原町防災情報発信強化工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めます。内容については、担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第43号　南風原町防災情報発信強化工事の請負契約について、概要を説明いたします。初めに１ページをお願いいたします。１．契約の目的は、南風原町防災情報発信強化工事。２．契約の方法は、公募型プロポーザル方式による契約。３．契約金額は３億5,200円。４．契約の相手方は、株式会社興洋電子・有限会社丸清産業・株式会社東部電気土木建設工事共同企業体で、代表者、構成員の住所、商号、氏名は記載のとおりとなります。

　次に２ページをお願いいたします。令和６年９月24日に実施した南風原町防災情報発信強化工事に係る公募型プロポーザルの二次審査採点総括表で、左から項目、点数配分、評価点数となります。まず評価者平均は、二次審査を評価した委員５人の平均の評価点数となります。企業評価、価格等は一次審査の書類審査の評価点数となります。審査の結果、興洋電子ＪＶが合計得点90.1で１位となり、優先交渉権として決定しております。

　工事の概要を説明しますので、３ページをお願いいたします。工事名は南風原町防災情報発信強化工事、工事場所は南風原町内一円、工期が令和６年10月７日から令和７年12月26日、契約金額が３億5,200万円で、令和６年度１億9,052万円、令和７年度１億6,148万円の２か年事業となります。主な施行内容は、親局設備一式で、親局操作卓１卓、タブレット１台、遠隔制御装置１台等、子局設備一式で、屋外拡声子局31局等、複数メディアシステム一式で、ホームページ連携、Ｊアラート連携、町公式ＬＩＮＥ連携等となります。

　４ページはシステム構成の主な内容となります。

　５ページは屋外拡声子局の整備位置図になります。

　６ページは代表構成員の元請施工の実績となりますので、お目通しをお願いいたします。以上が議案第43号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　契約ですので、その必要性は確認できていますけれども、具体的には、これまでの防災無線と何が変わってですね、何がどういうふうに強化されているのか。新しい機能とか設備があればですね、それも併せて教えていただければと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。今回の整備によりまして、防災無線の放送、エリアメール、町ホームページ、町公式ＬＩＮＥ等、複数のメディアにですね、これまでは個別に一回一回対応していたものが、一斉に配信できる形になります。またそのほかに、遠隔制御設備として、タブレット型の遠隔制御装置を整備することで、庁舎外からも防災システムを操作することが可能となります。また、スピーカーについても、音達距離が約600メートルと、既存のスピーカーの約２倍のスピーカーの整備となります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　非常に機能が強化されているというふうに理解しますけれども、まずはやっぱり使う側、しっかりですね、その機能を使いこなしていただいて、いつ大規模災害が起こるか分かりませんので、町民の皆さんの安心安全に活用されるように、お願いしたいと思います。以上で終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　二次審査に２か所あります。評価の差がどういったところなのか、具体的に説明できるんであればお願いします。

　それと、４ページの説明、システム構成のほうの緊急速報メールがａｕ、ソフトバンク、楽天と、この３社なのですが、ドコモとかほかの企業は含まれないということですか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　審査についてのご質疑に対してお答えします。審査については、それぞれの審査員が、それぞれの知見をもって採点をした結果となっておりますので、具体的には審査員個人の評価点となっております。以上です。

［「休憩願います」の声あり］

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時51分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。こちらの記載のほうに、ドコモは記載されていないのですが、ドコモのほうも送信されるように、入っております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第43号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第43号　南風原町防災情報発信強化工事の請負契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第10．議案第44号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第４号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第44号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第４号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第44号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第４号）　令和６年度南風原町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによります。内容については、担当者が説明します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第44号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第４号）について、概要を説明いたします。まず、２ページをお願いいたします。第１表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、国からの通知により、衆議院の解散に伴う総選挙が10月に見込まれていることから補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ1,136万6,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は188億189万9,000円となります。なお、今回の補正予算は、公示日や投開票期日までが短期間であることから追加議案での提案となりますので、ご理解いただきたいと思います。

　では、歳入について説明いたします。６ページをお願いいたします。15款３項１目．総務費県委託金1,136万6,000円の増は、衆議院議員選挙執行経費交付金の計上です。

　次に歳出について説明いたします。７ページをお願いいたします。２款４項７目．衆議院議員選挙費1,136万6,000円の増は、１節報酬から17節備品購入費の選挙にかかる必要経費の計上となります。以上が議案第44号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第44号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第44号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第４号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前11時05分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第11．認定第１号　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．認定第１号　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　認定第１号　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について　審査の経過　本件は、９月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月17日、18日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行いました。また20日の連合審査会において、経済教育常任委員会より審査報告を受け、25日にまとめと採決を行いました。結果として別紙意見を２点付してあります。意見を読み上げた後に審査の経過を報告します。

　認定第１号別紙意見　１点目、民生部こども課。歳出、決算書96ページから97ページ、決算調書63ページ。３款２項３目、学童保育事業県補助金440万8,000円。各種補助金申請については、申請漏れのないように努めること。２点目、教育部教育総務課。決算書134ページ、135ページ、決算調書16ページ、主要施策の成果に関する報告書42ページ。10款２項３目、北丘小学校体育館等整備事業について。工期の延長については、再発防止に努めること。

　次に報告事項を９点申し上げます。１点目、総務部企画財政課。歳出、決算書68ページから69ページ、決算調書４ページ、８ページ、主要施策の成果に関する報告書144ページ。２款１項８目、ふるさと納税推進事業。ふるさと納税が前年度比約１億円の減となっている。制度改正の対応策を検討して、ふるさと納税増加に取り組むよう要望がありました。２点目、民生部保健福祉課。歳出、決算書82ページから85ページ、決算調書６ページから８ページ、主要施策の成果に関する報告書78ページ。３款１項２目、包括支援事業。包括支援事業は、高齢者虐待や認知症対応のニーズが増えている。様々な相談対応を町社協や関係機関と連携して取り組んでいると説明がありました。３点目、民生部国保年金課。歳出、決算書98ページ、99ページ、決算調書13ページ。４款１項１目、出産子育て応援事業、ギフト各５万円。伴走型の相談支援で、妊娠期から出産後まで一貫した相談支援ができることから、個々の状況把握ができ、必要な支援を行えていると説明がありました。４点目、経済建設部産業振興課。歳出、決算書114ページ、115ページ、決算調書４ページ、７ページ、11ページ、12ページ、18ページ、主要施策の成果に関する報告書103ページから104ページ。７款１項１目、商品開発技術力強化事業。商品展開力強化のため、テスト販売であったり、商談などに力を入れていること。ＴＯＮＰＩなどは、はえばる良品の中で売上げが大きく伸びている商品もあることを確認しました。また今後は新たな取組も模索しつつ、効果のあった取組を継続していくことについても確認しました。５点目、経済建設部まちづくり振興課。歳出、決算書114ページ、115ページ、主要施策の成果に関する報告書101ページ。７款１項１目、住宅リフォーム支援事業。令和５年度において、省エネ改修工事が３件、住宅の耐久性改修工事が１件、バリアフリー改修工事１件、合計５件の実施を確認しました。また利用促進を図るため、町ホームページ等のほかに、リフォーム業者へも事業の周知を行っていることを確認しました。また委員からは、利用者が減少しているため、制度の見直しを検討してほしいとの要望がありました。６点目、経済建設部まちづくり振興課。決算書122ページ、123ページ、決算調書２ページから４ページ、主要施策の成果に関する報告書125ページ。８款４項１目、都市計画振興事業。南風原町北インターチェンジ周辺地区事業化検討委託業務事業においては、説明会やアンケート、戸別訪問などを行い、地権者が土地を自己利用したい意向の高さや、総事業費が高額なため、現物が高くなるなど、調査研究の結果から、本事業を一旦休止することを確認しました。また今後地権者の意向があれば、事業を再検討していきたいということも確認しました。７点目、経済建設部都市整備課。歳出、決算書122ページから125ページ、決算調書４ページ、６ページ、７ページ、12ページ、13ページ、主要施策の成果に関する報告書121ページ。８款４項２目、公園施設長寿命化計画策定事業。長寿命化計画の中で、特に命に関わるもの、破損して使用できなくなっているものを優先的に実施していくこと。日常的な点検で優先順位の変更があること。また計画から５年を経過したときに、見直しを考えているということで確認しました。８点目、教育部学校教育課。歳出、決算書128ページから131ページ、決算調書２ページ、３ページ、20ページ、主要施策の成果に関する報告書17ページ。10款１項２目、教育相談事業。児童生徒教育理解シート等を用いて、不登校児童の状況把握、他部署と連携して取り組んでいることや、先進的に作業療法士の派遣などを実施し、不登校の改善に努めることなどを確認しました。９点目、教育部教育総務課。決算書150ページ、151ページ、決算調書５ページ、11ページ、12ページ、26ページ、27ページ、33ページ、主要施策の成果に関する報告書109ページ。10款６項１目、黄金森公園スポーツ施設活性化事業。プロスポーツチームから子どもたちを対象にした技術指導等の事業以外にも、指導者向けの講習会や保護者向けの栄養教室などを実施しており、本事業が町全体のスポーツ振興に寄与していることを確認しました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で別紙意見を付して認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第１号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第１号　令和５年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第12．認定第２号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．認定第２号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　認定第２号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について　審査の経過　本件は、９月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月17日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、25日にまとめと採決を行いました。歳出、決算書176ページ、177ページ、主要施策の成果に関する報告書44ページから46ページ。10款１項１目、その他一般会計繰入金。一般会計からの法定外繰入金額が３億1,561万2,000円となっている。主な要因としては、国保事業費納付金の増によるものであると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第２号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第２号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第13．認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について　審査の経過　本件は、９月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月17日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、25日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第３号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第３号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第14．認定第４号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．認定第４号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　認定第４号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について報告をいたします。審査の経過　本案は、９月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月25日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。令和５年度の実績としては、工事11件、委託業務12件、物件移転補償等25件を実施したと報告がありました。また整備状況といたしましては、道路整備を約370メートル行い、令和５年度末で全体の64.7％を完了し、整備面積は約0.6ヘクタールを整備、令和５年度末で全体の64.1％を完了、全体の事業費ベースでは約81.9％の進捗状況であると説明がありました。また今後の整備計画としては、本部公園線、津嘉山西線など、幹線道路の整備を進めていく計画であり、令和10年度完了を予定していると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第４号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより認定第４号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第15．議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について報告いたします。　審査の経過　本案は、９月11日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月25日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきましてご報告いたします。神里地区の集落排水処理場の管理について、敷地内においては南風原町で管理を行っているが、機械等運営管理については、委託業務を行っている部分もあると説明がありました。また今後の再整備については、今年度、維持管理適正化計画を策定し、更新を令和８年度から開始できるよう取り組んでいきたいとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定をいたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第40号　令和５年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

**日程第16．陳情第３号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第16．陳情第３号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　陳情第３号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情　審査の経過　本件は、６月18日に当委員会に審査を付託されたものであります。９月24日に委員会を開き審査を行い、９月25日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど伊佐園恵議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これより陳情第３号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第３号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第17．意見書第７号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第17．意見書第７号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。５番　伊佐園恵議員。

**○５番　伊佐園恵さん**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第７号。令和６年10月２日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　伊佐園恵、賛成者　南風原町議会議員　石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書　日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのための財政的な保障は、国の絶対的な責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、2006年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「２分の１」から「３分の１」に引き下げられました。教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で日本は最下位となっているのが現状です。現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。子どもたちの教育に、地域による格差があってはなりません。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。そこで、貴職におかれましては、このような状況を認識していただき、すべての子どもたちの教育条件の整備のため、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払われますよう要望いたします。

　記　一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（２分の１以上に）拡充すること。一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和６年（2024年）10月２日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長　赤嶺奈津江。提出先　内閣総理大臣、文部科学大臣。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第７号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第７号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これより意見書第７号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第７号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第18．陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第18．陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情　審査の経過　本件は、６月18日に当委員会に審査を付託されたものであります。９月24日に委員会を開き審査を行い、９月25日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど大宜見洋文議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これより陳情第４号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第19．意見書第８号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書**

**日程第20．意見書第９号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第19．意見書第８号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書及び日程第20．意見書第９号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを一括議題といたします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第８号。令和６年10月２日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　大宜見洋文、賛成者　南風原町議会議員　石垣大志、大城重太、當眞嗣春、伊佐園恵、金城憲治、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の「１学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多い状態です。2021年３月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編成の標準を５年間かけて計画的に35人に引き下げることになりましたが、2010年に文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１クラスの学級規模を引き下げる必要があります。また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、2012年度から順次実施してきました。さらに2021年４月から「35人以下学級」を中学校２・３年生まで拡大しましたが、県独自の施策におけるいわゆる「25人下限」があるために35人以下学級ができない事例もあります。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。

　記　一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和６年（2024年）10月２日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長　赤嶺奈津江。提出先　内閣総理大臣、文部科学大臣。

　続きまして、意見書第９号を読み上げます。意見書第９号。令和６年10月２日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　大宜見洋文、賛成者　南風原町議会議員　石垣大志、大城重太、當眞嗣春、伊佐園恵、金城憲治、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　内容は一緒なので記から。記　一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」を撤廃すること。一、インクルーシプ教育充実の観点からも、沖縄県施策「少人数学級」の定数には特別支援学級の児童生徒も含むよう要請すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して早急に、かつ計画的に行うこと。一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和６年（2024年）10月２日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長　赤嶺奈津江。提出先　沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第８号及び意見書第９号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第８号及び意見書第９号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これより意見書第８号及び意見書第９号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第８号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

　次に意見書第９号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第21．陳情第10号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第21．陳情第10号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　陳情第10号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情　審査の経過　本件は、９月10日に当委員会に審査を付託されたものであります。当委員会では９月25日に委員会を開き審査を行い、陳情団体である新日本婦人の会南風原支部から３人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど玉城陽平議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これより陳情第10号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第10号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第22．意見書第10号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第22．意見書第10号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第10号。令和６年10月２日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　玉城陽平、賛成者　南風原町議会議員　大城雅史、西銘多紀子、岡崎　晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書　女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准しています。選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の２つの手続きを規定しています。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。現在115カ国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務です。男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2023年、146カ国中125位と過去最低となりました。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になります。日本は国連の女性差別撤廃委員会から、選択議定書批准をくりかえし勧告されています。第５次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。今年10月には、女性差別撤廃委員会による日本の条約実施状況の検討がおこなわれる予定で、再び同じ勧告を受けることのないよう、国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書批准を求める意見書をあげた地方議会は、10府県議会を含め234にのぼります。ついては、国に対して下記のとおり求めます。

　記　一、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和６年（2024年）10月２日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長　赤嶺奈津江。提出先　内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第10号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第10号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第10号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第10号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時57分）

再開（午後１時03分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第23．陳情第12号　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第23．陳情第12号　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　大城雅史君**　陳情第12号　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書　審査の経過　本件は、９月10日に当委員会に審査を付託されたものであります。当委員会では９月25日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県社会保障推進協議会から３人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど照屋仁士議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第12号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第12号　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第24．意見書第11号　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第24．意見書第11号　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　意見書第11号。令和６年10月２日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　照屋仁士、賛成者　南風原町議会議員　大城雅史、玉城陽平、西銘多紀子、岡崎　晋、大城勇太、浦崎みゆき。子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出をいたします。

　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書　いま、重くのしかかる国保税（料）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。国は、低所得の方々の保険税軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険税水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、１兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険税に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が予定されているが、さらなる支援が必要である。また、厚労省は令和７年度分保険者努力支援制度で子どもの医療費自己負担設定を配点評価する方針であるが、これは子育て支援策にも逆行するもので見直しを求めたい。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険税の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。よって、政府に対し、国保保険者努力支援制度で子どもの医療費自己負担設定を配点する評価の見直しと国民健康保険財政への国庫負担増額を強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和６年（2024年）10月２日、沖縄県島尻郡南風原町議会議長　赤嶺奈津江。提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣。以上、お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第11号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第11号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第11号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第11号　子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第25．陳情第13号　新川区の葬儀場立地に関する陳情**

**日程第26．陳情第14号　新川区への葬儀場建設に関する陳情書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第25．陳情第13号　新川区の葬儀場立地に関する陳情、日程第26．陳情第14号　新川区への葬儀場建設に関する陳情書については関連しますので一括議題といたします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。陳情第13号　新川区の葬儀場立地に関する陳情　審査の経過　本件は、９月10日に当委員会に審査を付託されたものであります。９月24日に委員会を開き、担当部長、課長、職員に現状を確認し、同日陳情説明者を招き陳情の趣旨説明を受け、９月25日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、委員１名の退室、残りの委員挙手全員による採択であります。以上です。

　続けて陳情第14号についても報告を申し上げます。陳情第14号　新川区への葬儀場建設に関する陳情書　審査の経過　本件は、９月20日に当委員会に審査を付託されたものであります。９月24日に委員会を開き、説明者１名を招き陳情の趣旨説明を受け、９月25日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、委員１名の退室、残りの委員挙手全員による採択であります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第13号及び陳情第14号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第13号　新川区の葬儀場立地に関する陳情についてを採決します。

　休憩します。

休憩（午後１時15分）

再開（午後１時15分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　これより陳情第13号　新川区の葬儀場立地に関する陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立多数）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立多数であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

　次に陳情第14号　新川区への葬儀場建設に関する陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立多数）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立多数であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

　次に、先ほど大城雅史議員ほか２名より、地方自治法第135条第２項の規定によって、岡崎　晋議員に対する懲罰の動議が提出されました。この動議を日程に追加し、追加日程第１号として議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第１号として議題とすることに賛成する方は起立願います。

（起立多数）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立多数であります。起立多数で議題とすることに決定しました。

**○７番　岡崎　晋君**　すみません、議長。私の起立はなかったことでよろしいんですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　採択は修正できないですよ。

**○７番　岡崎　晋君**　もちろん、それは分かります。起立したくなく…思わず起立しちゃったんだけど……。

**○15番　知念富信君**　立ったんだのに。立ったんだから……。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時17分）

再開（午後１時17分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第１号として議題とすることに決定しました。

**追加日程第１．議員 岡崎　晋 氏に対する懲罰動議**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　追加日程第１．岡崎　晋議員の動議を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、岡崎　晋議員の退場を求めます。

〔岡崎　晋議員　退場〕

**○議長　赤嶺奈津江さん**　提出者の説明を求めます。６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　令和６年10月２日。南風原町議会議長殿。発議者　南風原町議会議員　大城雅史、知念富信、浦崎みゆき。議員　岡崎　晋氏に対する懲罰動議　次の理由により、議員　岡崎　晋氏に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第２項及び南風原町議会会議条例第110条第１項の規定により動議を提出します。

　記　理由、一般質問事項「１．新川区内の葬祭計画を問う」において、執行部に対し怠慢及び不作為との発言が不適切であるためでございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。したがって本件については、10名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。本件については、10名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

　お諮りします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。懲罰特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

　休憩します。

休憩（午後１時20分）

再開（午後１時25分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ただいま懲罰特別委員会の委員長に石垣大志議員、副委員長に當眞嗣春議員が、互選の結果、決まったことを報告いたします。

**日程第27．決議第６号　閉会中の議員派遣について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に日程第27．決議第６号　閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

　お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和６年第３回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午後１時25分）